

販売店技量確認・条件リスト

正確・確実・誤りの無いオペレーター教育を行う事が出来るように、販売店はヘリコプターの操縦経験や、マルチコプターの操縦またはローターやモーター、ESCの構造・原理を十分に把握している者、それらの経験が十分にあること、又は緊急時には柔軟に対処を行う事が可能なオペレーターを中心に販売店として販売を委託する。

よって新規販売店希望社は、下の項目に沿って知識・技量を見極めを行う。

以下の項目は株式会社マゼックスでは販売店希望社は必須項目で、販売店で指導、デモを行った際に知識・技量などにバラツキが出ないようにこれらの内容は徹底して技量・知識確認を行う事とする。

飛行の技量に関しては、下記項目実施のビデオ撮影を行い株式会社マゼックスに提出し販売店に適しているか判断する材料とする。

知識に関しては、わかる範囲の内容をレポートに記入し提出を行い判断する。

ただし、国土交通省認定団体やドローンスクール、各協会認定団体の場合技能、知識認定は免除することとする。

今後GPSを使用していることをPモード、使用していないモードをAモードと記載する。

希望社条件

1. 法人の方であること
2. 同業者でないこと
3. 農業用ドローンを販売する場合、農薬の基本的な知識を有していること。
4. 販売後お客様へのサポートに対応出来ること
5. お客様情報を厳重に保管できること。
また、名前・住所・電話番号・機体番号・販売物の履歴など厳重に管理出来る体制が整えられていること。
6. お客様がデモ飛行や説明を希望するとき、迅速な対応をおこなえること。
7. 月一回の月次報告書に対して報告が行えること。
8. 他社製品を取り扱っていないこと

販売店規定

1. 3ヶ月以上販売がない場合は販売店契約を中断の検討を行う。
ただし販売数が多い販売店へは、その販売店の属する都道府県に独占権を譲渡する。
2. 販売店で在庫を行う分は、販売店負担で備えることとする。
基本的に弊社は即日出荷を行う事とする。

技量確認リスト

- ・機体の取り扱い方法、日常点検メンテナンスを理解しているか

- ・オペレーター基準に適しているか。
視力・聴力・持病など

- ・離陸前の使用前メンテナンスの内容を把握していること。

- ・離陸前の安全確認
 1. 離陸する場所半径1m以内には何も障害物はないか。
 2. 離陸する上空に障害物はないか。
 3. 操縦する場所の横・背面に障害物はないか。
 4. 周囲に人や障害物が無いか確認する。
 5. オペレーターとナビゲーターのトランシーバーなどに異常が無いか。

- ・マルチローターを的確に操作を行う事ができるか。
 1. 機体電源をONにしてから離陸するまでの安全確認又は送信機のスイッチ、機体の表示灯に異常等が問題無いか的確に確認できていること。
 2. 直径1m以内に背面離着陸をAモードで行う事ができるか。
 3. 機体をAモードでスムーズに八の字飛行が出来るか。
 4. 機体をAモード15kmで前後進中に範囲3m以内の中での的確にブレーキが可能か
 5. Aモードで50m進み、後進を行い戻ってきたときのズレが50cm以内か。
(左右の操作は行って良い。)
 6. 模擬散布飛行を行ったとき、高度を一定の高さに保ったまま飛行を行えるか。
 7. 3L積載Aモードで、半径1m以内に1分間ホバリングを行うことが可能か。
 8. Aモードで直径1m以内で着陸が可能か。
 9. 風速5m時でも安定した離着陸が可能か。(空荷)
 10. Aモードで対面飛行を行い直径1m以内に1分間ホバリングを行うことができるか

- ・着陸後の使用後のメンテナンスを的確に行う事が可能か。

- ・プロペラや、機体、送信機などの保管方法などが確実に理解できているか。

- ・LI-poバッテリーの取り扱いを確実に理解しているか。

整備を希望する販売店

機体の販売を多数行い、お客様から販売店で整備を依頼された場合は整備所として委託する。ただし整備士の技量差でユーザーの安全性・生産性などが懸念されるため慎重に配備する必要がある。その為、整備場所、工具、知識など確認する必要がある。

整備所には弊社からの整備マニュアルを参考に作業を行うことを徹底する。

整備マニュアルには、整備士がマニュアルについて少しでも疑問を抱いた場合は製造メーカー（株式会社マゼックス）へ回答を求めるように周知徹底を行う。整備所に記載していない物は、整備所では行わず製造メーカー（株式会社マゼックス）に委託することとする。また月に一度、製造メーカー（株式会社マゼックス）へ月次報告書として必ず報告書を提出することとし整備に関してミスなどが発生しないように密に連絡を行い、整備士の判断基準としては以下の内容を重要視する。

- ・マルチコプターの構造など十分に把握していること。
- ・ローターの異常などが及ぼす影響や挙動を把握していること。
- ・電子機器の特性を十分に把握していること。
- ・欠け・傷が及ぼす影響を把握していること。
- ・配線の結合などに必要な半田付けが正しく行う事ができるか。
- ・整備に関する工具など全て揃っていること。
- ・整備工具を正しく扱うことができること
- ・送信機の取り扱いをしっかりと理解していること。
- ・機体の設備に適している環境（照度・粉塵・場所など）が揃っているかどうか。
- ・一つ一つの部品の交換の目安などがしっかりと把握していること。
（整備マニュアルに記載している通りの交換を行う。）
- ・機体を総合的に見て、異常等が発見できる技量を持っていること。
- ・修理後、フライトテストを行うこと
この際整備の不備によりお客様の機体を破損した場合は販売店の責任とする。